

認証の詳細

<乗車用ヘルメット>

－ 目 次 －

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

- 表 1 : 製造設備基準
- 表 2 : 検査設備基準
- 表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）
- 表 4 : 型式確認申請手数料
- 表 5 : 型式確認試験の委託検査機関
- 表 6 : 型式確認試験の有効期限
- 表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法
- 表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料
- 表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

- 表 10 : ロット認証の委託検査機関
- 表 11 : ロット認証の申請手数料
- 表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

| 製造設備 | 技術上の基準 |
|---|-------------------------------|
| 1. 原材料の配合設備 | 1. 原材料を適切に計量し、混合できること。 |
| 2. 成形設備 | 2. 帽体及び衝撃吸収ライナーを適切に成形できること。 |
| 3. 研磨設備 | 3. 帽体を適切に研磨できること。 |
| 4. 組立設備 | 4. 適切に組立ができる作業工具等の設備を備えていること。 |
| ただし、原材料の配合設備、成形設備、研磨設備により製造される部品の製造技術の状況により製造することが適切であると製品安全協会が認めるものは、当該設備の一部又は全部を備えることを要しない。 | |

表 2 : 検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

| 検査設備 | 技術上の基準 |
|----------------------------------|---|
| 1. 構造測定設備 | 1. (1) 次のいずれかの設備を備えていること。 ①曲率半径 75mm 以上の連続した凸曲面を適切に測定できる設備 ②ECE 規則第 22 号 7.4 突出物の表面摩擦試験を適切に行うことができる設備 (2) JIS T8133(2026 年)乗車用ヘルメット附属書 A に定める帽体及び衝撃吸収ライナーの保護範囲測定を適切に行うことができる設備 (3) 帽体表面からの突出物の突出量測定を適切に行うことができる設備 |
| 2. 周辺視野測定設備 | 2. JIS T8133(2026 年)乗車用ヘルメット 7.8 に定める周辺視野試験を適切に行うことができる設備 |
| 3. あごひもの幅測定設備（保持装置があごひもを含む場合に限る） | 3. あごひもに 150N±5N の力を加えることができる設備及びあごひもの幅を適切に測定する設備 |
| 4. 質量測定設備 | 4. はかり（最小読取値 25g 以下） |
| 5. 衝撃吸収性試験設備 | 5. JIS T8133(2026 年)乗車用ヘルメット 7.4 に定める衝撃吸収性試験を適切に行うことができる設備を備えていること。 |
| 6. 耐貫通性試験設備 | 6. JIS T8133(2026 年)乗車用ヘルメット 7.5 に定める保持装置の強さ試験を適切に行うことができる設備を備えていること。 |
| 7. 保持装置の強さ試験設備 | 7. JIS T8133(2026 年)乗車用ヘルメット 7.6 に定める衝撃吸収性試験を適切に行うことができる設備を備えていること。 |
| 8. 保持性（ロールオフ）試験設備 | 8. JIS T8133(2026 年)乗車用ヘルメット 7.7 に定める衝撃吸収性試験を適切に行うことができる設備を備えていること。 |

| | |
|--|--|
| <p>ただし、構造測定設備（ECE 規則第 22 号 7.4 突出物の表面摩擦試験に限る）保持装置の強さ試験、保持装置の強さ試験設備及び保持性（ロールオフ）試験設備については、適切に実施できると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該設備を備えることを要しない。</p> | |
|--|--|

表 3：型式区分（ロット認証と共通）

SG マーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

| 要素 | 区分 |
|-------------|---|
| 用途 | (1) 総排気量0.125リットル以下の自動二輪車又は原動機付自転車用のもの (2) その他のもの |
| 帽体の形状 | (1) ハーフ形のもの (2) スリークォーターズ形のもの (3) オープンフェース形のもの (4) フルフェース形のもの |
| 帽体の材質 | (1) 繊維強化プラスチック製のもの (2) ABS樹脂製のもの (3) ポリカーボネート製のもの (4) その他のもの |
| 衝撃吸収ライナーの材質 | (1) 発泡スチロール製のもの (2) その他のもの |
| 保持装置の材質 | (1) 天然繊維を主たる成分とするもの (2) 合成繊維を主たる成分とするもの (3) その他のもの |
| サイズ | (1) 内装クッションの内周長が \geq 570mm未満のもの (2) 内装クッションの内周長が \geq 570mm以上620mm未満のもの (3) 内装クッションの内周長が \geq 620mm以上のもの |

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

| | 送付先 | 試験試料の数 |
|----------------|--|--|
| 型式確認試験の 申込先 | <p>◆一般財団法人日本車両検査協会 <大阪検査所> 〒590-0983 大阪府堺市堺区山本町 2-66-2 TEL. 072 (233) 2001 FAX. 072 (233) 2002 E-mail:osaka@jvia.or.jp</p> <p><東京検査所> 〒114-0003 東京都北区豊島 7-26-28 TEL. 03-3912-2361 FAX. 03-3912-2208 E-mail:tokyo@jvia.or.jp</p> | <p>6 個/型式</p> <p>試料を送付する際は、メモ添付等分かるようにしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1つの型式区分内に複数のサイズが含まれる場合、最も小さいサイズ1個と最も大きいサイズ5個です。 ・ 樹脂製締結具溶剤前処理試験を行う場合は、加えて4個です。 ・ うち1つのサンプルには、JIS T8133に基づく保護範囲及び試験範囲をヘルメット全周に渡って線引きした状態のものを提出してください。 |

表 6 : 型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

| |
|----------|
| 認証日より3年間 |
|----------|

表7：工場登録・型式確認のSGマーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付するSGマーク（SGラベル）は以下のとおりです。


| 表示方式 | 表示方法 |
|-----------|--|
| 協会支給ラベル方式 | <p>図1に示す協会支給ラベルを製品本体の外表面の見やすい位置に貼付します。</p> <p>台紙の寸法は15mm×25mmです。</p> <p>シートタイプ、交付単位は50枚です。</p> <p>SGロゴとPSCロゴを併記しています。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>図1 協会支給ラベル（PSC+SG）</p> <p>表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SGマーク表示数量申請」を行い、表8に示す手数料額を振り込んでください。</p> <p>申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所にSGラベルを送付します。</p> |

表8：工場登録・型式確認のSGマーク表示手数料

SGマーク（SGラベル）の代金（費用）は以下のとおりです。

| 申請窓口 | 手数料 | 振込先 |
|--------|--|---|
| 製品安全協会 | <p>17.6円/個（税抜16円/個）</p> <p>※1 SGラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。</p> <p>※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。</p> | <p>三菱UFJ銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT</p> |

表9：SGマーク被害者救済制度の有効期限

SGマーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

| |
|----------|
| 購入日より3年間 |
|----------|

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

| | |
|------|--|
| 申請窓口 | ◆一般財団法人日本車両検査協会 |
| | <大阪検査所> 〒590-0983 大阪府堺市堺区山本町 2-66-2 TEL : (072) 233-2001 FAX : (072) 233-2002 E-mail:osaka@jvia.or.jp <東京検査所> 〒114-0003 東京都北区豊島 7-26-28 TEL : (03) 3912-2361 FAX : (03) 3912-2208 E-mail:tokyo@jvia.or.jp |

表 1 1 : ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

| 窓口 | 手数料 | 振込先 | | | | | | | | | | |
|------------------------|---|------|-----|--------|-------------------------|------------|-------------------------|---------------|-------------------------|----------------|-------------------------|---------------------------|
| 一般財団法人 日本車両検査 協会 | <p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 125cc 以下用 166, 100 円（税抜 151, 000 円） ・ その他（上記以外） 204, 600 円（税抜 186, 000 円） ・ ECE 規則第 22 号 7. 4 突起物試験を行う場合は 24, 200 円（税抜 22, 000 円）を加算する。 ・ あごひも以外の保持装置の強さ試験を行う場合は 5, 500 円（税抜 5, 000 円）を加算する。 ・ 材料試験（ホルムアルデヒド試験）については、第三者検査機関の成績書を以って確認する。 ・ 樹脂製締結具の溶剤前処理を行う必要がある場合は、別途費用が発生する。 <p>※対象となる製品を初めて申請されるお客様は必須となります。また、仕様変更等で必要性が認められた場合にも同様です。</p> <p>※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性検査（①+②+③）</p> <p>① 17. 6 円/個（税抜 16 円/個）</p> <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">ロット数</th> <th style="text-align: left;">検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400 以下</td> <td>13, 200 円（税抜 12, 000 円）</td> </tr> <tr> <td>401～1, 000</td> <td>17, 600 円（税抜 16, 000 円）</td> </tr> <tr> <td>1, 001～4, 000</td> <td>26, 400 円（税抜 24, 000 円）</td> </tr> <tr> <td>4, 001～10, 000</td> <td>52, 800 円（税抜 48, 000 円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p> | ロット数 | 検査料 | 400 以下 | 13, 200 円（税抜 12, 000 円） | 401～1, 000 | 17, 600 円（税抜 16, 000 円） | 1, 001～4, 000 | 26, 400 円（税抜 24, 000 円） | 4, 001～10, 000 | 52, 800 円（税抜 48, 000 円） | 委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。 |
| ロット数 | 検査料 | | | | | | | | | | | |
| 400 以下 | 13, 200 円（税抜 12, 000 円） | | | | | | | | | | | |
| 401～1, 000 | 17, 600 円（税抜 16, 000 円） | | | | | | | | | | | |
| 1, 001～4, 000 | 26, 400 円（税抜 24, 000 円） | | | | | | | | | | | |
| 4, 001～10, 000 | 52, 800 円（税抜 48, 000 円） | | | | | | | | | | | |


・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。

・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。

また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

| 表示方式 | 表示方法 |
|-----------|--|
| 協会支給ラベル方式 | <p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の外表面の見やすい位置に貼付します。</p> <p>台紙の寸法は 15mm×25mm です。</p> <p>シートタイプ、交付単位は 50 枚です。</p> <p>SG ロゴと PSC ロゴを併記しています。</p> <div data-bbox="751 658 1040 824" style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図 1 協会支給ラベル (PSC+SG)</p> <p>協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</p> |

【作成・改正履歴】

2026/7/1 : 基準改正に伴う型式確認試験費・ロット検査料の変更